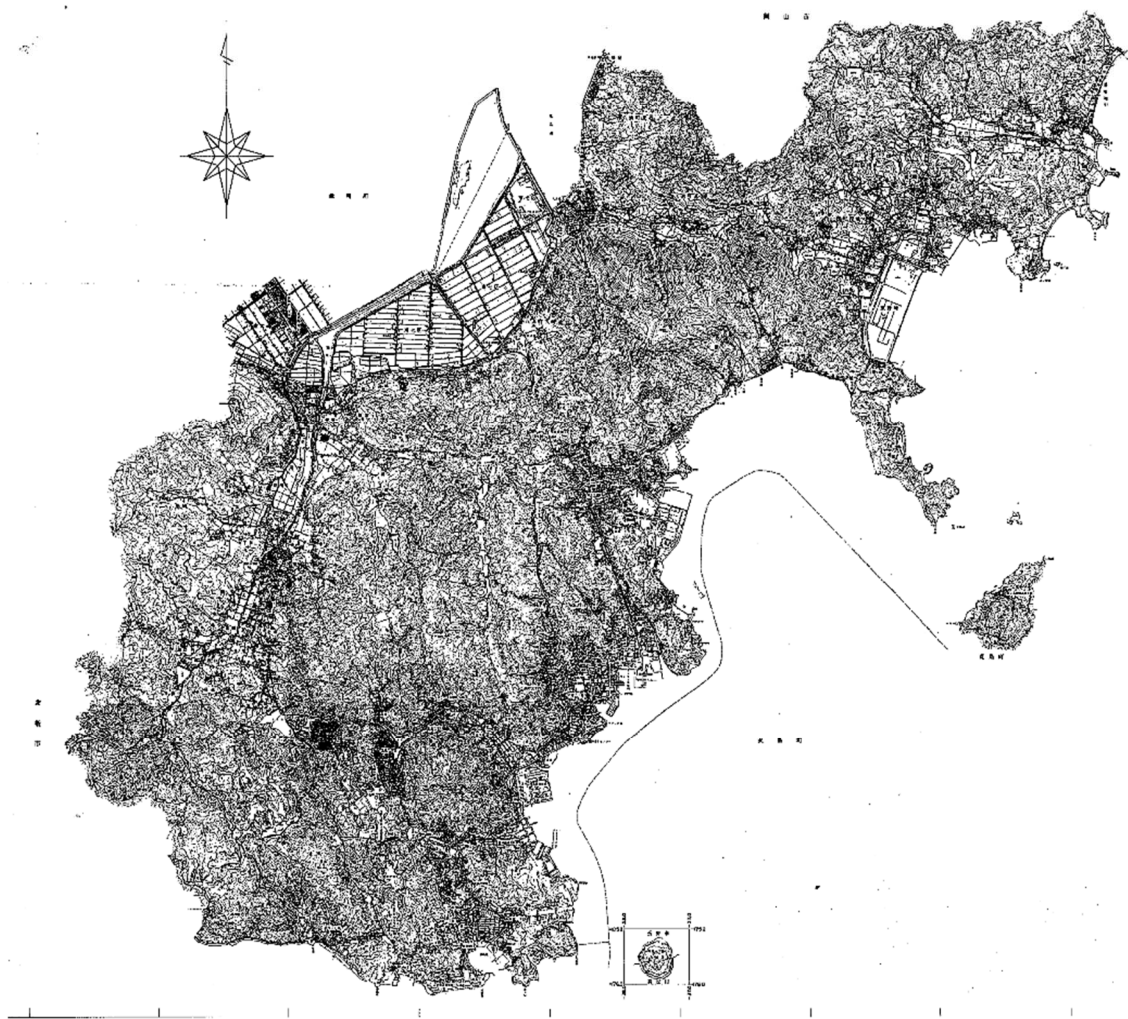
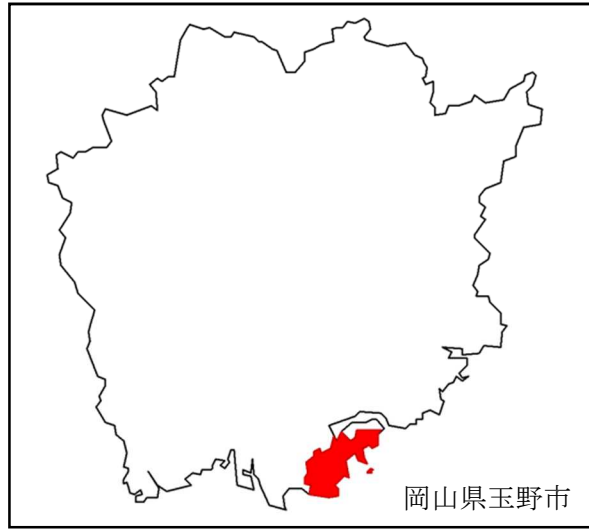


# 玉野市森林整備計画

計画期間 〔 自 令和6年4月1日  
至 令和16年3月31日 〕

岡山県 玉野市

# 市町村位置図



## 目 次

|    |   |    |
|----|---|----|
| I  | 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 .....                        | 1  |
| 1  | 森林整備の現状と課題 .....  | 1  |
| 2  | 森林整備の基本方針 .....   | 1  |
| 3  | 森林施業の合理化に関する基本方針 .....                                  | 4  |
| II | 森林の整備に関する事項 .....                                       | 4  |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） .....                     | 4  |
| 1  | 樹種別の立木の標準伐期齢 .....                                      | 4  |
| 2  | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 .....                                  | 5  |
| 3  | その他必要な事項 .....  | 6  |
| 第2 | 造林に関する事項 .....  | 6  |
| 1  | 人工造林に関する事項 .....  | 6  |
| 2  | 天然更新に関する事項 .....  | 8  |
| 3  | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 .....                        | 9  |
| 4  | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 .....           | 10 |
| 5  | その他必要な事項 .....  | 10 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 .....          | 10 |
| 1  | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 .....                         | 10 |
| 2  | 保育の種類別の標準的な方法 .....                                     | 11 |
| 3  | その他必要な事項 .....  | 12 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 .....                              | 12 |
| 1  | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 .....                     | 12 |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 ..... | 14 |
| 3  | その他必要な事項 .....  | 38 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 .....                     | 38 |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 .....                    | 38 |
| 2  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 .....                | 38 |
| 3  | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 .....                          | 38 |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 4   | 森林経営管理制度の活用に関する事項                        | 38 |
| 5   | その他必要な事項                                 | 38 |
| 第6  | 森林施業の共同化の促進に関する事項                        | 38 |
| 1   | 森林施業の共同化の促進に関する方針                        | 38 |
| 2   | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                | 39 |
| 3   | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                   | 39 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 39 |
| 第7  | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項           | 39 |
| 1   | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項    | 39 |
| 2   | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項            | 39 |
| 3   | 作業路網の整備に関する事項                            | 39 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 40 |
| 第8  | その他必要な事項                                 | 40 |
| 1   | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項                    | 40 |
| 2   | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項          | 40 |
| 3   | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項              | 40 |
| III | 森林の保護に関する事項                              | 40 |
| 第1  | 鳥獣害の防止に関する事項                             | 40 |
| 1   | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法            | 40 |
| 2   | その他必要な事項                                 | 41 |
| 第2  | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項        | 41 |
| 1   | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法                         | 41 |
| 2   | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）                   | 41 |
| 3   | 林野火災の予防の方法                               | 41 |
| 4   | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項             | 41 |
| 5   | その他必要な事項                                 | 42 |
| IV  | 森林の保健機能の増進に関する事項                         | 42 |
| 1   | 保健機能森林の区域                                | 42 |
| 2   | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 42 |
| 3   | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項            | 42 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 42 |

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| V | その他森林の整備のために必要な事項.....    | 42 |
| 1 | 森林経営計画の作成に関する事項.....      | 42 |
| 2 | 生活環境の整備に関する事項.....        | 42 |
| 3 | 森林整備を通じた地域振興に関する事項.....   | 42 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項.....     | 42 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項.....   | 43 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項..... | 43 |
| 7 | その他必要な事項.....             | 43 |

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は岡山県の南端児島半島に位置し瀬戸内海に面した典型的臨海都市である。市域の約 60%が山地であり、大きな河川もなく、特に海岸部は花崗岩質の山麓が海に迫り、複雑な地形を形成している。気象状況は瀬戸内海気候に属し、年間降水量が 1,000 mm程度と少なく山火事が起こりやすい気候である。土質は花崗岩を母材とする土壌で針葉樹の生育に適さない。また林業専門業者もいないのが現状である。当市の総面積 10,358ha で、その内森林面積は 5,824ha である。そのうちヒノキを主体とした人工林面積は 607.38ha であり、人工林率は約 10%で県平均よりかなり低い値である。一方で、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本市においても人工林の保育、山火事後の樹種転換、薬剤散布等を積極的に実施することとする。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能に大別される。

森林整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 森林の機能と望ましい姿

| 森林の機能              | 望ましい姿  |
|--------------------|--|
| 水源涵養機能             | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林          |
| 山地災害防止機能<br>／土壌保機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 |
| 快適環境形成機能           | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林   |
| 保健・レクリエーション機能      | 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林   |

|           |  |
|-----------|--|
| 文化機能      | 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林 |
| 生物多様性保全機能 | 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林                 |

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林 GIS の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化の必要性等にも配慮する。

加えて、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を的確に把握するため森林クラウドの効率的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第 2 表のとおり定める。

第 2 表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

| 森林の有する機能 | 森林整備及び保全の基本方針   |
|----------|---|
| 水源涵養機能   | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養<sup>かん</sup>の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>   |
| 山地災害防止機能<br>／土壌保全機能 | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p> |
| 快適環境形成機能            | <p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>   |
| 保健・レクリエーション機能       | <p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>  |
| 文化機能                | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p>   |



|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>  |
| 生物多様性保全機能 | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p> |

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

| 地域  | 樹種  |     |              |            |     |            |
|-----|-----|-----|--------------|------------|-----|------------|
|     | スギ  | ヒノキ | アカマツ<br>クロマツ | その他<br>針葉樹 | クヌギ | その他<br>広葉樹 |
| 玉野市 | 40年 | 45年 | 35年          | 40年        | 15年 | 20年        |

注：標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

|    |  |
|----|--|
| 皆伐 | <p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>                            |
| 択伐 | <p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。</p> |

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のアからキに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進する。
- ウ 野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。
- エ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- オ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- カ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- キ 上記ア～カに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第 4 の 1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出

指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### (1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、苗木の選定にあつては、成長に優れたものの導入や花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木、コンテナ苗の活用に努め、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は玉野市の農林水産課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

| 区分        | 樹種名                  | 備考 |
|-----------|----------------------|----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ |    |

#### (2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定める。

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定めるものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は玉野市の農林水産課と相談の上、適切な植栽本数を植栽する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

| 樹種        | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数<br>(本/ha) | 備考 |
|-----------|--------|--------------------|----|
| スギ<br>ヒノキ | 密仕立て   | 4,500              |    |
|           | 密仕立て   | 4,000              |    |
|           | 中仕立て   | 3,000              |    |
|           | 疎仕立て   | 2,000              |    |
| マツ        | 中仕立て   | 5,000              |    |
| クヌギ       | 中仕立て   | 3,000              |    |

### イ その他の人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案して地拵えの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について第6表のとおり定めるものとする。また、造林に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキの植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努める。

第6表 その他人工造林の方法

| 区分     | 標準的な方法   |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | 伐採跡地の地力維持に配慮して全刈地拵えを原則とする。刈り払った末木枝条については、等高線沿いに筋状に置いて並べる「筋置地拵え」や、谷側に落とす「巻落し地拵え」とする。                        |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とし、植付けは適期に行うこととする。<br>気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案して植付け方法を定めることとする。<br>コンテナ苗の活用や伐採と造林一貫作業の導入に努めることとする。 |
| 植栽の時期  | 春植3月中旬～4月上旬を基本とする。南部の春の乾燥の厳しい地域では秋植11月とする。   |

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定める。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、別添の岡山県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 天然更新の対象樹種      | 岡山県天然更新完了基準に準ずる |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 同上              |

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を第8表のとおり定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種             | 期待成立本数     |
|----------------|------------|
| 岡山県天然更新完了基準による | 10,000本/ha |

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表のとおり定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分   | 標準的な方法   |
|------|--|
| 地表処理 | 種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。                           |
| 刈出し  | 天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。  |
| 植込み  | 植栽後に獣害又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行う作業。  |
| 芽かき  | ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。 |

#### ウ その他天然更新の方法

地域森林計画の天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

##### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であつて森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

## (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域       | 備考 |
|-------------|----|
| 44 林班～46 林班 | 深山 |
| 47 林班～49 林班 | 築港 |
| 5 林班        | 石島 |

### 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

##### イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させる。

### 5 その他必要な事項

該当なし。

## 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育、根などの発達の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、第 11 表に定める。

なお、間伐の間隔下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については 10 年、標準伐期齢以上の森林については 15 年を限度とする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

第 11 表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種  | 施業体系 | 植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) |     |     |     | 標準的な方法   |
|-----|------|----------------|-------------------|-----|-----|-----|--|
|     |      |                | 初回                | 2回目 | 3回目 | 4回目 |  |
| スギ  | 小径材  | 3,000          | 14                | 17  | 21  | 25  | <b>【選木方法】</b><br>1、2回目は形質不良木を中心<br>に3回目以降は形質不良木<br>とともに成長の良い優勢<br>木も選木の対象とする。<br><b>【間伐量】</b><br>中国地方林分密度管理図に<br>よる。<br><b>【間伐率】</b><br>材積に係る伐採率が35%以<br>下であり、かつ、伐採年度<br>の翌伐採年度の初日から起<br>算しておおむね5年後にお<br>いてその森林の樹冠疎密度<br>が10分の8以上に回復する<br>ことが確実であると認めら<br>れる範囲とする。 |
|     | 一般材  |                | 17                | 21  | 26  | 31  |  |
|     | 大径材  |                | 19                | 26  | 35  | —   |  |
| ヒノキ | 小径材  | 3,000          | 17                | 22  | 27  | 32  |  |
|     | 一般材  |                | 21                | 26  | 31  | 37  |  |
|     | 大径材  |                | 21                | 28  | 37  | —   |  |

注：上表は、スギ、ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第 12 表に定める。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

第 12 表 保育の種類別の標準的な方法

| 保育の種類 | 樹種  | 実施すべき標準的な林齢及び回数 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|-------|-----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
|       |     | 1               | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 下刈り   | スギ  | △               | ① | ① | ① | △ | △ |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|       | ヒノキ | △               | ① | ① | ① | △ | △ | △ | △ |   |    |    |    |    |    |    |    |



|      |     |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|------|-----|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| つる切り | スギ  |  |  |  |  |  |  | ← | △ | → |   | ← | △ | → |   |  |  |
|      | ヒノキ |  |  |  |  |  |  |   |   | ← | △ | - | - | - | → |  |  |
| 除伐   | スギ  |  |  |  |  |  |  | ← | △ | → |   | ← | △ | → |   |  |  |
|      | ヒノキ |  |  |  |  |  |  |   | ← | △ | → |   | ← | △ | → |  |  |

| 保育の種類 | 標準的な方法                                  | 備考 |
|-------|---|----|
| 下刈り   | 植栽木が下草より抜け出るまで行う。<br>実施時期は、6～8月頃を目安とする。 |    |
| つる切り  | 下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。                    |    |
| 除伐    | 造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。    |    |

注：○印…通常予想される実行標準○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準。

### 3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。

また、1に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在、間伐又は保育に必要な事項等は、参考資料に整理する。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、次のとおり定める。

#### (1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺地域の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など「水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

## イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、第14表により定める。

なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

#### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

#### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定める。

#### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

#### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、

紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定める。

**④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林**

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

**イ 施業の方法**

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる場合において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐採木施業をすべき森林」として定める。

なお、長伐採木施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第 3 表の標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については、第 14 表に定める。

**2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法**

該当なし。

**第 13 表 区域の設定**

| 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |    |                 |        |
|-------------------------------|----|-----------------|--------|
| 森林の区域                         |    |                 | 面積(ha) |
| 林班                            | 小班 | 区画              |        |
| 1                             | イ  | 107、109、112、113 | 214ha  |
|                               | ロ  | 2～47            |        |
|                               | ハ  | 3～12、14～48      |        |
|                               | ニ  | 1～3、10～28、32～56 |        |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     | ホ | 3~22、36~51  |
|     | へ | 7、11~36、39~90   |
| 33  | イ | 18  |
| 34  | イ | 16、17、19~22   |
|     | ロ | 10~17、19~34   |
|     | ハ | 1~26  |
|     | ニ | 1~3   |
|     | ホ | 13  |
|     | へ | 14、15   |
| 35  | ニ | 7-1   |
| 36  | イ | 16~19、20-1、21~25、27   |
| 37  | ロ | 7   |
|     | ハ | 5、6   |
|     | ニ | 1~3   |
|     | ホ | 1   |
| 38  | イ | 37、38   |
|     | ロ | 12、13、16~26   |
|     | ハ | 14~26   |
|     | ト | 24~29   |
| 39  | イ | 2、3   |
|     | ロ | 13~15   |
| 40  | ロ | 20、24~28-1  |
|     | ニ | 1、1-1、3、4、6、10、11、14~16、20、21、24、25、29、30、36、37、40、41、44、45、48、49 |
|     | へ | 4~6、10、11、14、15、18  |
| 41  | ハ | 2~10  |
|     | ニ | 3、4、8~14-1  |
|     | ホ | 27~29   |
|     | へ | 4~5   |
|     | イ | 1~6、13~14、17~17-2   |
| 42  | ロ | 3~7   |
|     | ハ | 26、29~40、44、52~54   |
| 43  | イ | 1、2、5   |
|     | ホ | 3~5   |
| 101 | ホ | 5~9   |
| 106 | ロ | 5   |
|     | ハ | 13  |
| 108 | ニ | 1~6-2、9、10  |

|     |   |                   |  |
|-----|---|-------------------|--|
| 109 | ロ | 4                 |  |
|     | ニ | 1～3               |  |
| 110 | ロ | 15～28             |  |
|     | ハ | 44～57、59～65、77～85 |  |
|     | ニ | 45～60             |  |

| 土地に関する災害防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための<br>森林施業を推進すべき森林 |    |   |         |
|--|----|---|---------|
| 森林の区域  |    |   | 面積(ha)  |
| 林班   | 小班 | 区画  |         |
| 1  | イ  | 28、29、32～34、46～49、56、58、62、68、69、71、74、75、78、79、82、83、85～87、92、93、100、102、105、106 | 2,800ha |
|  | ロ  | 1   |         |
|  | ハ  | 13  |         |
|  | チ  | 69～75   |         |
| 2  | イ  | 11～16、19～23   |         |
|  | ロ  | 8～12、26～34、37～42  |         |
|  | ハ  | 2～6、10、17～20、27、28、30～33、35、36、38～40  |         |
|  | ニ  | 2～13、16、18～35、37、38   |         |
|  | ホ  | 2～10、13～22  |         |
|  | へ  | 1、4～9、12、13、38、39、42～43、48、49   |         |
| 3  | イ  | 10、18、28、42、53、58、63、77   |         |
|  | ロ  | 6、10～12、15～18、20、21   |         |
|  | ハ  | 2、3、9、11、15、16、18、29、32、40、49、60、61   |         |
|  | ニ  | 6～8、13～15、17、24   |         |
| 4  | イ  | 50～52   |         |
|  | ロ  | 42、45～47  |         |
|  | ハ  | 2～4、7～9、35、54、55、57   |         |
|  | ニ  | 3、19、19-1、33  |         |
|  | ホ  | 12、51、51-1  |         |
|  | へ  | 1～11  |         |
|  | ト  | 1、9、12、24、25、28、29、31、32、34、36  |         |
| 5  | イ  | 2、4、5、7～14、18～26、34～50  |         |
|  | ロ  | 1、2、4、5、10、11、14～19   |         |
|  | ハ  | 2～19、21～24、31、32  |         |
|  | ニ  | 4～8、11～14、16、26、29～33、35  |         |
|  | ホ  | 1、6～11  |         |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 6  | イ | 7~11  |
|    | ロ | 14、16、23~28、38、39、51、54、55~58、61  |
|    | ハ | 2、4、5、68、69、73~75、91  |
| 7  | イ | 3、10、13、32、33、48、54、68~70、72、99   |
|    | ロ | 2、11、13、17、42、43、45~48、56、62、65   |
| 8  | ハ | 3、6、7、9~12、15、16、20、26、28、33  |
|    | ニ | 1、2、4、6~9、11~16、21~25、36  |
|    | ホ | 1、2、4~7、10、12~14  |
|    | ヘ | 2~5、8、9、11~13、16~18   |
| 9  | イ | 1~7、9、11、13   |
|    | ロ | 2~14  |
|    | ハ | 1~28  |
|    | ニ | 36、39、40~43-1   |
| 10 | ロ | 26~28   |
|    | ハ | 2、6、8~16  |
|    | ニ | 3~23  |
|    | ホ | 2~9、12~16   |
| 11 | イ | 1~3、6~21  |
|    | ロ | 1~6-1   |
|    | ハ | 1、1-1、3~6   |
|    | ニ | 1~3-1   |
|    | ホ | 1~6-1   |
| 12 | イ | 1、1-1、4~29  |
|    | ロ | 3、4、7~10、12~16、18~23  |
|    | ニ | 1~7-1、11、14、17、21、27、28、32  |
|    | ハ | 1~13  |
| 13 | イ | 1、2、6、7、9、14、15、21、23、24、28、29、33~39、47、49、50                             |
|    | ロ | 1、2、6、7、9、10、12、13~17、22~34、46~50、54、55、56                                |
|    | ハ | 2~11、16、18、20~24、33、34、36、38、40、48、50~52                                  |
| 14 | イ | 1~16、25、34、35、42、43、49、51~54  |
|    | ロ | 1、5、6、8、9、13、14、18、19、21、24~26、30~34                                      |
|    | ハ | 3~5、8、9、13、15~22、25~32、34、35、40、41、51、53、55、59、62、64、65、68、69、72、78~80、85 |
|    | ニ | 1、5~13、34、37、41、60~62、64  |
|    | ホ | 2~6   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | へ | 7~11、18、20、21、23、24、26、32                        |
| 15 | イ | 1~3  |
|    | ロ | 1~5  |
|    | ハ | 4、5、12、12-1                                      |
|    | ニ | 6、18~21、24、33、34、36、39、41、48、49、51、53、63、64      |
| 16 | イ | 2、3、5、8、9、11、13、15、18、20、21、25~28、30~34、36~38    |
|    | ロ | 9~13、22、23、31、33                                 |
|    | ハ | 6~10-1、12、16、18、19                               |
|    | ニ | 3、4、10、11、16~22、29~32、36~50、52~54                |
| 17 | イ | 7~15、17~22、27、28、32、38~42-1、46、48~56、69~72       |
|    | ロ | 1~13、15~26、42、43                                 |
|    | ハ | 2~17、22、23、34、35、52~57、60、61、66、74~77            |
| 18 | イ | 2~5、11、12、22、34~43、46、49、50、54~56、58             |
|    | ホ | 12、13、18、23、24、34、35~41                          |
| 19 | ハ | 35~37、40、42、45、52                                |
|    | ニ | 1、23、26、27                                       |
|    | ホ | 4~6、12、14~24、27、28、30、37、38、44、47~54、56~61、63、64 |
|    | へ | 2、7、9、10、12、13、15、30、35、36、38、39、42、43~46、51、52  |
| 20 | イ | 1~10-1、12、13、15~16                               |
|    | ト | 58~60  |
|    | チ | 1~4  |
| 27 | ホ | 32、32-2  |
| 29 | へ | 8  |
| 30 | ロ | 15~18、32   |
| 31 | ハ | 15~18、21、23、27、28                                |
|    | ニ | 11、12、15~18、21、23、27、28                          |
| 33 | イ | 1、2、7~15   |
| 34 | ホ | 15~17  |
|    | へ | 1~13   |
| 35 | ロ | 33   |
| 37 | ロ | 1、2、6  |
|    | ハ | 1~4-1  |
|    | ニ | 4、5  |
|    | ホ | 3、5  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 40 | ロ | 5、7、8                                    |
| 43 | イ | 6、8、11                                   |
|    | ホ | 1、2                                      |
| 44 | イ | 1~4                                      |
|    | ロ | 1~5                                      |
|    | ハ | 1~7                                      |
| 45 | イ | 1~4-1                                    |
|    | ロ | 1~3                                      |
|    | ハ | 1、2                                      |
|    | ニ | 1、2                                      |
|    | ホ | 1~4                                      |
|    | ヘ | 1~4                                      |
|    | ト | 1、2-1                                    |
| 46 | イ | 1  |
|    | ロ | 1~2                                      |
|    | ハ | 1、2                                      |
|    | ニ | 1~4                                      |
|    | ホ | 1、2                                      |
|    | ヘ | 1~2                                      |
|    | ト | 1~8                                      |
| 47 | イ | 3~6、9~11                                 |
|    | ロ | 2、3、7、12                                 |
|    | ハ | 11、14~17、19~23                           |
|    | ニ | 1~3、14、15、17、18、31、32                    |
|    | ホ | 3、4、6~25、27~28-1、31~32-1、37、37-1、39、39-1 |
|    | ヘ | 8~9、23~26                                |
|    | ト | 1、1-1                                    |
|    | チ | 1~2                                      |
| 48 | イ | 1~7、9~14、16~29、34                        |
|    | ロ | 5、8、9、13、24                              |
|    | ハ | 1、4-1、13、15~17                           |
|    | ニ | 2~5                                      |
| 49 | イ | 1、5~8、12~14、18~23                        |
|    | ロ | 1~4、6、7、11、14                            |
|    | ハ | 3~13、15、16                               |
|    | ニ | 1~3、5、6、8~17                             |
| 50 | イ | 1~8、10、11、17~20、22、24~26、28~32、34、36     |



|    |   |                               |
|----|---|-------------------------------|
|    | ハ | 5~10、13~19                    |
|    | ニ | 1、2、22、23                     |
|    | ホ | 1~12                          |
| 51 | イ | 2~15                          |
|    | ロ | 1~9、12~14                     |
|    | ハ | 1、2、6、9~10                    |
|    | ニ | 4、6~19                        |
|    | ホ | 3、4、5、7~9、12、18、21~26         |
| 52 | イ | 5~9                           |
|    | ロ | 1~4、8、9、19~22、24、25、31、32     |
|    | ハ | 1、5~7、9、10、15、16、21、23~31、35  |
|    | ニ | 4~6、9~11、13                   |
|    | ホ | 1~4、8~22                      |
| 53 | イ | 1~4、7                         |
| 54 | イ | 7、7-2                         |
|    | ロ | 2~5、7~15、17~29                |
|    | ハ | 3~5、9~14、16~19、22、32~34       |
|    | ニ | 1、3~5、8~14、16、35              |
|    | ホ | 1~6、8、16~18、20、21、23~25、30~35 |
| 55 | イ | 1~26                          |
|    | ロ | 1~9                           |
|    | ハ | 5、6、8~20                      |
|    | ニ | 2~16                          |
|    | ホ | 1~27                          |
| 56 | イ | 1、2、3-1、4                     |
|    | ロ | 1、5、5-1、6-1、7~10、13~18、21     |
|    | ハ | 1~9-1、12~21                   |
|    | ニ | 1~20                          |
|    | ホ | 1~23                          |
| 57 | イ | 1~2-1                         |
|    | ロ | 1~3                           |
|    | ハ | 1~10                          |
|    | ニ | 1~5、8、10、11、13~23             |
| 58 | イ | 1、2、4~7                       |
|    | ロ | 1~1-4                         |
|    | ハ | 1~3                           |
|    | ニ | 1、2                           |
| 59 | イ | 3、6~15                        |

|    |   |                              |
|----|---|------------------------------|
|    | ロ | 1~3                          |
|    | ハ | 1~2-1                        |
| 60 | イ | 1~6                          |
|    | ロ | 1~3                          |
|    | ハ | 1~3                          |
|    | ニ | 1~4                          |
|    | ホ | 1~3                          |
| 61 | イ | 1                            |
|    | ロ | 2、4~6-1                      |
|    | ハ | 1~3                          |
| 62 | イ | 2~3                          |
|    | ロ | 1~4-3                        |
|    | ハ | 1~7-1                        |
|    | ニ | 1~5-1                        |
| 63 | イ | 1~5                          |
|    | ロ | 1~10                         |
|    | ハ | 1~4-5                        |
| 64 | イ | 1~3                          |
|    | ロ | 1~5-1                        |
|    | ハ | 1~5、7、7-1、8、10               |
|    | ニ | 1~4-1、7~9-2                  |
|    | ホ | 1~3-1                        |
|    | へ | 5、7、7-1                      |
| 65 | ロ | 2                            |
| 66 | イ | 3~5                          |
|    | ロ | 1-1~3、11~12-1                |
|    | ハ | 1~8、13、14、17、18              |
|    | へ | 1~4-1                        |
| 68 | イ | 1~11                         |
|    | ロ | 4~20                         |
|    | ハ | 1~10                         |
|    | ニ | 1~5、8、10、11、15~16-2、22~25、30 |
|    | ホ | 1~6-2、8~15                   |
| 69 | イ | 1~3、4-1                      |
|    | ロ | 1~12                         |
| 70 | イ | 1~3、5                        |
|    | ロ | 1、2、9、9-1                    |
|    | ハ | 1~12                         |

|    |    |                        |
|----|----|------------------------|
|    | ニ  | 2、5~8、15、16、19~23      |
|    | ホ  | 1~10                   |
| 71 | イ  | 1、3、4                  |
|    | ロ  | 1                      |
|    | ニ  | 12~14、44-1~50、53、56    |
|    | ホ  | 3~12-1                 |
|    | へ  | 2、2-1、5、7~12、19、20     |
|    | ト  | 1~3、5~10、13、14、18      |
|    | 72 | イ                      |
| ロ  |    | 1~4                    |
| ハ  |    | 2~24                   |
| ニ  |    | 1~10                   |
| ホ  |    | 1、1-1、6、7              |
| 73 | イ  | 13、15、15-1             |
|    | ロ  | 8、9、15、18、19           |
|    | ハ  | 6、7、10、11、14           |
|    | ニ  | 1~8                    |
|    | ホ  | 1                      |
|    | へ  | 1、2                    |
|    | ト  | 1、2                    |
|    | チ  | 1~4                    |
| 74 | イ  | 19~30                  |
|    | ロ  | 1~5、7~10、14、15         |
|    | ハ  | 3、5~15                 |
|    | ニ  | 1~7、10、12~15、18~20     |
|    | ホ  | 3、5~14、17~20           |
|    | へ  | 2~3-1                  |
| 75 | イ  | 1~21、23~42             |
|    | ロ  | 1~20                   |
|    | ハ  | 2~4、6、7、10~11-1、23     |
|    | ニ  | 1~10、12~14             |
|    | ホ  | 1~12                   |
|    | へ  | 3~6、8~14               |
| 76 | イ  | 1~10、12~14、16~22、24~30 |
|    | ロ  | 1~4、6~18-1、            |
|    | ハ  | 1~6-1                  |
|    | ニ  | 1~5、7~9                |
|    | ホ  | 1~3、6~22、24~37-1       |

|    |   |                                 |
|----|---|---------------------------------|
| 77 | イ | 3、3-1、5~10、13~30、31-1~33-1      |
|    | ロ | 1~24                            |
|    | ハ | 2~19、22、25、30~34                |
|    | ニ | 9、10                            |
| 78 | イ | 1~12-1、14~19-1                  |
|    | ロ | 2~11                            |
|    | ハ | 1~17                            |
| 79 | へ | 10~13                           |
| 80 | ハ | 2~3                             |
| 81 | イ | 4~7                             |
| 82 | ハ | 2~3                             |
|    | ニ | 1~1-2                           |
| 83 | イ | 16、17、20                        |
|    | ロ | 1~1-2                           |
| 84 | イ | 7、7-1                           |
|    | ロ | 1、3~3-3                         |
| 86 | イ | 34、35                           |
|    | ロ | 17~19、28                        |
|    | ハ | 2、4、6、7、10~12、14~18、20~34、40、41 |
|    | ニ | 2~29                            |
| 87 | イ | 1~13                            |
|    | ロ | 1~2                             |
|    | ハ | 1~3、5~29                        |
|    | ニ | 1~9、14~22、24、29~38、43、47、48、50  |
| 88 | イ | 3、4、6~11、14~17                  |
|    | ロ | 1~4、7~9、11~13、16、19、21、23~25    |
|    | ハ | 3、4、10~22                       |
|    | ニ | 1~9、11、13、15、16、18~23、25、26、29  |
| 89 | イ | 1、3、4、6~47                      |
|    | ロ | 1~3、8、9、13~17                   |
|    | ハ | 1~5、7~10、12~14、16               |
|    | ニ | 1~3                             |
| 90 | イ | 1-1、4                           |
|    | ロ | 1~7、11~13、15~21-1               |
|    | ハ | 1~8                             |
| 91 | イ | 1~9                             |
|    | ロ | 1~19、21、22                      |
|    | ハ | 1~8                             |

|    |   |                                   |
|----|---|-----------------------------------|
|    | ニ | 1、4~23                            |
| 92 | イ | 1~6                               |
|    | ロ | 1~4                               |
|    | ハ | 2~7                               |
| 93 | イ | 20、26~28                          |
|    | ロ | 1、3、5~8                           |
|    | ハ | 2~4                               |
|    | ニ | 7~10                              |
| 94 | イ | 5~8、12、13、15~17、20、21、23~25、28、29 |
|    | ロ | 2、4、6、8、10、12~15、17               |
|    | ハ | 7、7-1、9~11、14~16、18、20、22、24、26   |
|    | ニ | 1~5                               |
|    | ホ | 1、2                               |
| 95 | イ | 1~3                               |
|    | ロ | 1~1-1                             |
|    | ハ | 1-1~5                             |
|    | ニ | 1~3                               |
|    | ホ | 1~2-1                             |
| 96 | ロ | 1~2-1                             |
|    | ハ | 14~20                             |
|    | ニ | 1、1-1、6、7                         |
| 97 | イ | 1~2-1                             |
|    | ロ | 1~3                               |
|    | ハ | 2                                 |
|    | ホ | 2~4                               |
|    | へ | 1~5                               |
| 98 | イ | 7、8                               |
|    | ロ | 11~13                             |
|    | ハ | 2~3-1                             |
|    | ニ | 2、2-1、15、17~20                    |
|    | ホ | 2~4、9、17、22、22-1、24、25            |
| 99 | イ | 1、2                               |
|    | ロ | 13、14                             |
|    | ハ | 1、2                               |
|    | ニ | 6~10-2                            |
|    | ホ | 11~18-2                           |
|    | へ | 33~43、46~48                       |
|    | ト | 2、3、6、8~10-2                      |

|                                  |   |                         |
|----------------------------------|---|-------------------------|
|                                  | チ | 4、6、9、10-1              |
|                                  | リ | 1~2-1、17、17-1           |
| 100                              | イ | 5~10、14~15-1、18~27-2、31 |
|                                  | ロ | 1~4-1                   |
|                                  | ハ | 1、4、9~12-1、15、28        |
|                                  | ニ | 2~7、9~22-1              |
|                                  | イ | 9、11、13                 |
| 101                              | ロ | 23                      |
|                                  | ニ | 17~18-2                 |
|                                  | ハ | 44~45-1、48、52、53、57、59  |
| 快適な環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |   |                         |
| 森林の区域                            |   | 面積(ha)                  |
| 上記の区域以外                          |   | 2,914 ha                |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林    |   |                         |
| 森林の区域                            |   | 面積(ha)                  |
| 該当なし                             |   | -                       |

第14表 区域の設定

| 施業の方法         | 森林の区域                    | 面積 (ha) |
|---------------|--------------------------|---------|
| 伐期の延長を推進すべき森林 | 林班 小班 区画                 | 214ha   |
|               | 1 イ 107、109、112、113      |         |
|               | ロ 2~47                   |         |
|               | ハ 3~12、14~48             |         |
|               | ニ 1~3、10~28、32~56        |         |
|               | ホ 3~22、36~51             |         |
|               | へ 7、11~36、39~90          |         |
|               | 33 イ 18                  |         |
|               | 34 イ 16、17、19~22         |         |
|               | ロ 10~17、19~34            |         |
|               | ハ 1~26                   |         |
|               | ニ 1~3                    |         |
|               | ホ 13                     |         |
|               | へ 14、15                  |         |
|               | 35 ニ 7-1                 |         |
|               | 36 イ 16~19、20-1、21~25、27 |         |
|               | 37 ロ 7                   |         |
|               | ハ 5、6                    |         |
|               | ニ 1~3                    |         |
|               | ホ 1                      |         |

|                      |  |                 |
|----------------------|--|-----------------|
|                      | <p>38 イ 37、38<br/>           ロ 12、13、16～26<br/>           ハ 14～26<br/>           ト 24～29</p> <p>39 イ 2、3<br/>           ロ 13～15</p> <p>40 ロ 20、24～28-1<br/>           ニ 1、1-1、3、4、6、10、11、<br/>           14～16、20、21、24、25、<br/>           29、30、36、37、40、41、<br/>           44、45、48、49<br/>           ヘ 4～6、10、11、14、15、18</p> <p>41 ハ 2～10<br/>           ニ 3、4、8～14-1<br/>           ホ 27～29<br/>           ヘ 4～5<br/>           イ 1～6、13～14、17～17-2</p> <p>42 ロ 3～7<br/>           ハ 26、29～40、44、52～54</p> <p>43 イ 1、2、5<br/>           ホ 3～5</p> <p>101 ホ 5～9</p> <p>106 ロ 5<br/>           ハ 13</p> <p>108 ニ 1～6-2、9、10</p> <p>109 ロ 4<br/>           ニ 1～3</p> <p>110 ロ 15～28<br/>           ハ 44～57、59～65、77～85<br/>           ニ 45～60</p> |                 |
| <p>長伐期施業を推進すべき森林</p> | <p>伐期の延長を推進すべき森林区域及び下記区域以外全域</p>   | <p>2,914 ha</p> |

|                               |                                   |   |         |
|-------------------------------|-----------------------------------|---|---------|
| 複層林<br>施業を<br>推進す<br>べき森<br>林 | 複層林施業を推進<br>すべき森林(択伐に<br>よるものを除く) | 林班 小班 区画<br>1 イ 28、29、32～34、46～49、56、<br>58、62、68、69、71、74、75、<br>78、79、82、83、85～87、92、<br>93、100、102、105、106<br>ロ 1<br>ハ 13<br>チ 69～75<br>2 イ 11～16、19～23<br>ロ 8～12、26～34、37～42<br>ハ 2～6、10、17～20、27、28、<br>30～33、35、36、38～40<br>ニ 2～13、16、18～35、37、<br>38<br>ホ 2～10、13～22<br>ヘ 1、4～9、12、13、38、39、<br>42～43、48、49<br>3 イ 10、18、28、42、53、58、<br>63、77<br>ロ 6、10～12、15～18、20、<br>21<br>ハ 2、3、9、11、15、16、18、<br>29、32、40、49、60、61<br>ニ 6～8、13～15、17、24<br>4 イ 50～52<br>ロ 42、45～47<br>ハ 2～4、7～9、35、54、55、<br>57<br>ニ 3、19、19-1、33<br>ホ 12、51、51-1<br>ヘ 1～11<br>ト 1、9、12、24、25、28、29、<br>31、32、34、36<br>5 イ 2、4、5、7～14、18～26、<br>34～50<br>ロ 1、2、4、5、10、11、14～<br>19<br>ハ 2～19、21～24、31、32<br>ニ 4～8、11～14、16、26、29<br>～33、35 | 2,800ha |
|-------------------------------|-----------------------------------|---|---------|



|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | ホ 1、6～11<br>6 イ 7～11<br>口 14、16、23～28、38、39、<br>51、54、55～58、61<br>ハ 2、4、5、68、69、73～75、<br>91<br>7 イ 3、10、13、32、33、48、<br>54、68～70、72、99<br>口 2、11、13、17、42、43、<br>45～48、56、62、65<br>8 ハ 3、6、7、9～12、15、16、<br>20、26、28、33<br>ニ 1、2、4、6～9、11～16、<br>21～25、36<br>ホ 1、2、4～7、10、12～14<br>ヘ 2～5、8、9、11～13、16～<br>18<br>9 イ 1～7、9、11、13<br>口 2～14<br>ハ 1～28<br>ニ 36、39、40～43-1<br>10 口 26～28<br>ハ 2、6、8～16<br>ニ 3～23<br>ホ 2～9、12～16<br>11 イ 1～3、6～21<br>口 1～6-1<br>ハ 1、1-1、3～6<br>ニ 1～3-1<br>ホ 1～6-1<br>12 イ 1、1-1、4～29<br>口 3、4、7～10、12～16、18<br>～23<br>ニ 1～7-1、11、14、17、21、<br>27、28、32<br>ハ 1～13<br>13 イ 1、2、6、7、9、14、15、<br>21、23、24、28、29、33～<br>39、47、49、50<br>口 1、2、6、7、9、10、12、 |  |
|--|--|--|--|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>13~17、22~34、46~50、<br/>54、55、56</p> <p>ハ 2~11、16、18、20~24、<br/>33、34、36、38、40、48、<br/>50~52</p> <p>14 イ 1~16、25、34、35、42、<br/>43、49、51~54</p> <p>ロ 1、5、6、8、9、13、14、<br/>18、19、21、24~26、30~<br/>34</p> <p>ハ 3~5、8、9、13、15~22、<br/>25~32、34、35、40、41、<br/>51、53、55、59、62、64、<br/>65、68、69、72、78~80、<br/>85</p> <p>ニ 1、5~13、34、37、41、60<br/>~62、64</p> <p>ホ 2~6</p> <p>ヘ 7~11、18、20、21、23、<br/>24、26、32</p> <p>15 イ 1~3</p> <p>ロ 1~5</p> <p>ハ 4、5、12、12-1</p> <p>ニ 6、18~21、24、33、34、<br/>36、39、41、48、49、51、<br/>53、63、64</p> <p>16 イ 2、3、5、8、9、11、13、<br/>15、18、20、21、25~28、<br/>30~34、36~38</p> <p>ロ 9~13、22、23、31、33</p> <p>ハ 6~10-1、12、16、18、19</p> <p>ニ 3、4、10、11、16~22、29<br/>~32、36~50、52~54</p> <p>17 イ 7~15、17~22、27、28、<br/>32、38~42-1、46、48~56、<br/>69~72</p> <p>ロ 1~13、15~26、42、43</p> <p>ハ 2~17、22、23、34、35、<br/>52~57、60、61、66、74~<br/>77</p> |  |
|--|--|--|--|

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | 18 イ 2~5、11、12、22、34~<br>43、46、49、50、54~56、<br>58<br>ホ 12、13、18、23、24、34、<br>35~41  |  |
|  |  | 19 ハ 35~37、40、42、45、52<br>ニ 1、23、26、27<br>ホ 4~6、12、14~24、27、<br>28、30、37、38、44、47~<br>54、56~61、63、64<br>へ 2、7、9、10、12、13、15、<br>30、35、36、38、39、42、<br>43~46、51、52 |  |
|  |  | 20 イ 1~10-1、12、13、15~16<br>ト 58~60<br>チ 1~4   |  |
|  |  | 27 ホ 32、32-2  |  |
|  |  | 29 へ 8  |  |
|  |  | 30 ロ 15~18、32   |  |
|  |  | 31 ハ 15~18、21、23、27、28<br>ニ 11、12、15~18、21、23、<br>27、28   |  |
|  |  | 33 イ 1、2、7~15   |  |
|  |  | 34 ホ 15~17<br>へ 1~13  |  |
|  |  | 35 ロ 33   |  |
|  |  | 37 ロ 1、2、6<br>ハ 1~4-1<br>ニ 4、5<br>ホ 3、5   |  |
|  |  | 40 ロ 5、7、8  |  |
|  |  | 43 イ 6、8、11<br>ホ 1、2  |  |
|  |  | 44 イ 1~4<br>ロ 1~5<br>ハ 1~7  |  |
|  |  | 45 イ 1~4-1<br>ロ 1~3<br>ハ 1、2<br>ニ 1、2   |  |

|    |   |   |  |
|----|---|---|--|
|    |   | ホ 1~4   |  |
|    |   | へ 1~4   |  |
|    |   | ト 1、2-1   |  |
| 46 |   | イ 1   |  |
|    |   | ロ 1~2   |  |
|    |   | ハ 1、2   |  |
|    |   | ニ 1~4   |  |
|    |   | ホ 1、2   |  |
|    |   | へ 1~2   |  |
|    |   | ト 1~8   |  |
| 47 | イ | 3~6、9~11  |  |
|    | ロ | 2、3、7、12  |  |
|    | ハ | 11、14~17、19~23                                    |  |
|    | ニ | 1~3、14、15、17、<br>18、31、32                         |  |
|    | ホ | 3、4、6~25、27~28- 1、<br>31~32-1、37、37-1、39、39-<br>1 |  |
|    | へ | 8~9、23~26   |  |
|    | ト | 1、1-1   |  |
|    | チ | 1~2   |  |
| 48 | イ | 1~7、9~14、16~29、34                                 |  |
|    | ロ | 5、8、9、13、24                                       |  |
|    | ハ | 1、4-1、13、15~17                                    |  |
|    | ニ | 2~5   |  |
| 49 | イ | 1、5~8、12~14、18~23                                 |  |
|    | ロ | 1~4、6、7、11、14                                     |  |
|    | ハ | 3~13、15、16  |  |
|    | ニ | 1~3、5、6、8~17                                      |  |
| 50 | イ | 1~8、10、11、17~20、22、<br>24~26、28~32、34、36          |  |
|    | ハ | 5~10、13~19  |  |
|    | ニ | 1、2、22、23   |  |
|    | ホ | 1~12  |  |
| 51 | イ | 2~15  |  |
|    | ロ | 1~9、12~14   |  |
|    | ハ | 1、2、6、9~10  |  |
|    | ニ | 4、6~19  |  |
|    | ホ | 3、4、5、7~9、<br>12、18、21~26                         |  |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>52 イ 5~9<br/>         口 1~4、 8、 9、 19~22、 24、<br/>         25、 31、 32<br/>         ハ 1、 5~7、 9、 10、 15、 16、<br/>         21、 23~31、 35<br/>         ニ 4~6、 9~11、 13<br/>         ホ 1~4、 8~22</p> <p>53 イ 1~4、 7</p> <p>54 イ 7、 7-2<br/>         口 2~5、 7~15、 17~29<br/>         ハ 3~5、 9~14、 16~19、 22、<br/>         32~34<br/>         ニ 1、 3~5、 8~14、 16、 35<br/>         ホ 1~6、 8、 16~18、 20、 21、<br/>         23~25、 30~35</p> <p>55 イ 1~26<br/>         口 1~9<br/>         ハ 5、 6、 8~20<br/>         ニ 2~16<br/>         ホ 1~27</p> <p>56 イ 1、 2、 3-1、 4<br/>         口 1、 5、 5-1、 6-1、 7~10、<br/>         13~18、 21<br/>         ハ 1~9-1、 12~21<br/>         ニ 1~20<br/>         ホ 1~23</p> <p>57 イ 1~2-1<br/>         口 1~3<br/>         ハ 1~10<br/>         ニ 1~5、 8、 10、 11、 13~23</p> <p>58 イ 1、 2、 4~7<br/>         口 1~1-4<br/>         ハ 1~3<br/>         ニ 1、 2</p> <p>59 イ 3、 6~15<br/>         口 1~3<br/>         ハ 1~2-1</p> <p>60 イ 1~6<br/>         口 1~3<br/>         ハ 1~3</p> |  |
|--|--|--|--|

|    |  |                     |  |
|----|--|---------------------|--|
|    |  | ニ 1~4               |  |
|    |  | ホ 1~3               |  |
| 61 |  | イ 1                 |  |
|    |  | ロ 2、4~6-1           |  |
|    |  | ハ 1~3               |  |
| 62 |  | イ 2~3               |  |
|    |  | ロ 1~4-3             |  |
|    |  | ハ 1~7-1             |  |
|    |  | ニ 1~5-1             |  |
| 63 |  | イ 1~5               |  |
|    |  | ロ 1~10              |  |
|    |  | ハ 1~4-5             |  |
| 64 |  | イ 1~3               |  |
|    |  | ロ 1~5-1             |  |
|    |  | ハ 1~5、7、7-1、8、10    |  |
|    |  | ニ 1~4-1、7~9-2       |  |
|    |  | ホ 1~3-1             |  |
|    |  | へ 5、7、7-1           |  |
| 65 |  | ロ 2                 |  |
| 66 |  | イ 3~5               |  |
|    |  | ロ 1-1~3、11~12-1     |  |
|    |  | ハ 1~8、13、14、17、18   |  |
|    |  | へ 1~4-1             |  |
| 68 |  | イ 1~11              |  |
|    |  | ロ 4~20              |  |
|    |  | ハ 1~10              |  |
|    |  | ニ 1~5、8、10、11、      |  |
|    |  | 15~ 16-2、22~25、30   |  |
|    |  | ホ 1~6-2、8~15        |  |
| 69 |  | イ 1~3、4-1           |  |
|    |  | ロ 1~12              |  |
| 70 |  | イ 1~3、5             |  |
|    |  | ロ 1、2、9、9-1         |  |
|    |  | ハ 1~12              |  |
|    |  | ニ 2、5~8、15、16、      |  |
|    |  | 19~23               |  |
|    |  | ホ 1~10              |  |
| 71 |  | イ 1、3、4             |  |
|    |  | ロ 1                 |  |
|    |  | ニ 12~14、44-1~50、53、 |  |

|    |  |    |                            |
|----|--|----|----------------------------|
|    |  | 56 |                            |
|    |  | ホ  | 3~12-1                     |
|    |  | へ  | 2、2-1、5、7~12、<br>19、20     |
|    |  | ト  | 1~3、5~10、13、<br>14、18      |
| 72 |  | イ  | 1~5                        |
|    |  | ロ  | 1~4                        |
|    |  | ハ  | 2~24                       |
|    |  | ニ  | 1~10                       |
|    |  | ホ  | 1、1-1、6、7                  |
| 73 |  | イ  | 13、15、15-1                 |
|    |  | ロ  | 8、9、15、18、19               |
|    |  | ハ  | 6、7、10、11、14               |
|    |  | ニ  | 1~8                        |
|    |  | ホ  | 1                          |
|    |  | へ  | 1、2                        |
|    |  | ト  | 1、2                        |
|    |  | チ  | 1~4                        |
| 74 |  | イ  | 19~30                      |
|    |  | ロ  | 1~5、7~10、14、15             |
|    |  | ハ  | 3、5~15                     |
|    |  | ニ  | 1~7、10、12~15、<br>18~20     |
|    |  | ホ  | 3、5~14、17~20               |
|    |  | へ  | 2~3-1                      |
| 75 |  | イ  | 1~21、23~42                 |
|    |  | ロ  | 1~20                       |
|    |  | ハ  | 2~4、6、7、10~<br>11-1、23     |
|    |  | ニ  | 1~10、12~14                 |
|    |  | ホ  | 1~12                       |
|    |  | へ  | 3~6、8~14                   |
| 76 |  | イ  | 1~10、12~14、<br>16~22、24~30 |
|    |  | ロ  | 1~4、6~18-1、                |
|    |  | ハ  | 1~6-1                      |
|    |  | ニ  | 1~5、7~9                    |
|    |  | ホ  | 1~3、6~22、24~<br>37-1       |

|  |  |    |   |  |
|--|--|----|---|--|
|  |  | 77 | イ 3、3-1、5~10、13~30、<br>31-1~33-1<br>ロ 1~24<br>ハ 2~19、22、25、30~34<br>ニ 9、10                                    |  |
|  |  | 78 | イ 1~12-1、14~19-1<br>ロ 2~11<br>ハ 1~17  |  |
|  |  | 79 | ヘ 10~13   |  |
|  |  | 80 | ハ 2~3   |  |
|  |  | 81 | イ 4~7   |  |
|  |  | 82 | ハ 2~3<br>ニ 1~1-2  |  |
|  |  | 83 | イ 16、17、20<br>ロ 1~1-2   |  |
|  |  | 84 | イ 7、7-1<br>ロ 1、3~3-3  |  |
|  |  | 86 | イ 34、35<br>ロ 17~19、28<br>ハ 2、4、6、7、10~<br>12、14~18、20~<br>34、40、41<br>ニ 2~29                                  |  |
|  |  | 87 | イ 1~13<br>ロ 1~2<br>ハ 1~3、5~29<br>ニ 1~9、14~22、24、29<br>~38、43、47、48、50   |  |
|  |  | 88 | イ 3、4、6~11、14~17<br>ロ 1~4、7~9、11~13、16、<br>19、21、23~25<br>ハ 3、4、10~22<br>ニ 1~9、11、13、15、16、<br>18~23、25、26、29 |  |
|  |  | 89 | イ 1、3、4、6~47<br>ロ 1~3、8、9、13~17<br>ハ 1~5、7~10、12~14、<br>16<br>ニ 1~3   |  |
|  |  | 90 | イ 1-1、4   |  |



|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
|    |  | 口 | 1~7、11~13、15<br>~21-1                     |
|    |  | ハ | 1~8                                       |
| 91 |  | イ | 1~9                                       |
|    |  | 口 | 1~19、21、22                                |
|    |  | ハ | 1~8                                       |
|    |  | ニ | 1、4~23                                    |
| 92 |  | イ | 1~6                                       |
|    |  | 口 | 1~4                                       |
|    |  | ハ | 2~7                                       |
| 93 |  | イ | 20、26~28                                  |
|    |  | 口 | 1、3、5~8                                   |
|    |  | ハ | 2~4                                       |
|    |  | ニ | 7~10                                      |
| 94 |  | イ | 5~8、12、13、15<br>~17、20、21、23<br>~25、28、29 |
|    |  | 口 | 2、4、6、8、10、<br>12~15、17                   |
|    |  | ハ | 7、7-1、9~11、<br>14~16、18、20、<br>22、24、26   |
|    |  | ニ | 1~5                                       |
|    |  | ホ | 1、2                                       |
| 95 |  | イ | 1~3                                       |
|    |  | 口 | 1~1-1                                     |
|    |  | ハ | 1-1~5                                     |
|    |  | ニ | 1~3                                       |
|    |  | ホ | 1~2-1                                     |
| 96 |  | 口 | 1~2-1                                     |
|    |  | ハ | 14~20                                     |
|    |  | ニ | 1、1-1、6、7                                 |
| 97 |  | イ | 1~2-1                                     |
|    |  | 口 | 1~3                                       |
|    |  | ハ | 2   |
|    |  | ホ | 2~4                                       |
|    |  | へ | 1~5                                       |
| 98 |  | イ | 7、8                                       |
|    |  | 口 | 11~13                                     |
|    |  | ハ | 2~3-1                                     |

|  |     |  |   |                             |
|--|-----|--|---|-----------------------------|
|  |     |  | ニ | 2、2-1、15、17～<br>20          |
|  |     |  | ホ | 2～4、9、17、22、<br>22-1、24、25  |
|  | 99  |  | イ | 1、2                         |
|  |     |  | ロ | 13、14                       |
|  |     |  | ハ | 1、2                         |
|  |     |  | ニ | 6～10-2                      |
|  |     |  | ホ | 11～18-2                     |
|  |     |  | へ | 33～43、46～48                 |
|  |     |  | ト | 2、3、6、8～<br>10-2            |
|  |     |  | チ | 4、6、9、10-1                  |
|  |     |  | リ | 1～2-1、17、<br>17-1           |
|  | 100 |  | イ | 5～10、14～15-<br>1、18～27-2、31 |
|  |     |  | ロ | 1～4-1                       |
|  |     |  | ハ | 1、4、9～12-1、<br>15、28        |
|  |     |  | ニ | 2～7、9～22-1                  |
|  | 101 |  | イ | 9、11、13                     |
|  |     |  | ロ | 23                          |
|  |     |  | ニ | 17～18-2                     |
|  | 102 |  | ハ | 44～45-1、48、<br>52、53、57、59  |

|  |                         |      |  |
|--|-------------------------|------|--|
|  | 択伐による複層林施業を推進すべき森林      | 該当なし |  |
|  | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当なし |  |

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、本市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については本市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

### 5 その他必要な事項

該当なし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

## 4 その他必要な事項

該当なし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし。

### 2 路網整備と併せて効果的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める岡山県林業専用道作設指針（平成24年4月2日付け治第1号）に則り開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画に基づき第15表に示す。また、別添図によりその位置等を図示する。

第15表 基幹路線の開設、拡張に関する計画

| 開設         | 種類   | 位置<br>(字、林班等) | 路線名 | 延長(m) | 利用区域<br>面積(ha) | 前年5か<br>年の計画<br>箇所 | 備考   |
|------------|------|---------------|-----|-------|----------------|--------------------|------|
| 拡張<br>(改良) | 自動車道 | 玉             | 前谷  | 1     | 30             |                    | 路肩改良 |
| 計          |      |               |     | 1     | 30             |                    |      |

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

##### （2）細部路網に関する事項

該当なし。

#### 4 その他必要な事項

該当なし。

### 第 8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

#### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### （1）区域の設定

本市においては、ニホンジカの生息が確認されているものの、森林の食害や剥皮等の被害報告はない。鳥獣害を防止するための措置を実施すべき状況にはないことから、第 16 表のとおり鳥獣害防止森林区域は設定しない。

##### （2）鳥獣害の防止の方法

該当なし。

第 16 表 鳥獣害防止森林区域

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|-------|---------|
| ニホンジカ   | 該当なし  |         |

## 2 その他必要な事項

野生鳥獣による森林被害の防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林所有者等による巡視などにより現地の被害状況を確認し、必要があれば猟友会による駆除活動を支援するなど、被害の防止を図る。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入する。また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

#### (2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林組合及び森林所有者等による巡視等により現地の被害状況を確認し、森林組合及び森林所有者等が行う防除活動等を推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、緩衝帯の整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

### (2) その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

### 4 その他必要な事項

該当なし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし。

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における玉野市森林経営管理事業計画

| 区画 | 作業種 | 面積 | 備考 |
|----|-----|----|----|
|    |     |    |    |

7 その他必要な事項

盛土等による災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。